

# 鳥取市森林整備地域活動支援交付金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市森林整備地域活動支援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本交付金は、国土の保全、水源かん養及び地球温暖化防止等の森林の多面的機能の発揮に資するため、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化を行う「森林境界の明確化」及び森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図ることを目的として交付する。

## (交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付29林政経第349号林野庁長官通知。以下「交付金要領」という。）及び鳥取県森林整備地域活動支援交付金等交付要綱（平成14年5月20日付け林第62号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて行う地域活動のうち別表の第1欄に掲げる交付対象地域活動とする。

## (交付対象事業者)

第4条 本交付金の交付の対象となる者は、交付対象事業を行う森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7に規定する森林所有者等とする。

## (交付金の算定等)

第5条 交付金の額は、別表の第2欄に記載された額（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、予算の範囲内で交付する。

## (交付申請等)

第6条 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 交付申請にあたり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む別表第2欄に記載された額（以下「仕入控除税額を含む額」とい

う。)の範囲内で交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の30%を超える減額  
(着手届)

第8条 本交付金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項の着手届の提出を要さないものとする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第12条の規定による報告は、交付対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から10日を経過する日又は本交付金の交付決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月6日から施行し、平成14年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年1月5日から施行し、平成18年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行し、平成19年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月13日から施行し、平成23年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月14日から施行し、平成24年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から施行し、平成26年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行し、平成29年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月30日から施行し、平成30年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の交付金から適用する。

別表（第3条、第5条関係）

1 交付対象地域活動	2 交付算定額												
<p>ア 森林経営計画作成促進</p>	<p>交付金要領別表1のIの2の1（以下「交付要領別表」という。）（2）の①の規定に基づき行われる地域活動（森林経営計画作成促進）に要する経費。 ただし、次の（ア）及び（イ）の表中の積算基礎森林の面積に1ヘクタール当たりの額を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>（ア）森林経営計画作成促進の地域活動にかかる交付単価</p> <table border="1" data-bbox="619 629 1289 927"> <thead> <tr> <th>積算基礎森林 区 分</th> <th>1ヘクタール当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営委託</td> <td>38,000円</td> </tr> <tr> <td>共同計画等</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>間伐促進</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に（ア）に加算される額）の交付単価</p> <table border="1" data-bbox="625 1057 1294 1312"> <thead> <tr> <th>積算基礎森林 区 分</th> <th>1ヘクタール当たりの額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>	積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たりの額	経営委託	38,000円	共同計画等	8,000円	間伐促進	30,000円	積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たりの額	合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積	14,000円
積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たりの額												
経営委託	38,000円												
共同計画等	8,000円												
間伐促進	30,000円												
積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たりの額												
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積	14,000円												

イ  
森林境界の明確化

交付金要領別表（２）の②の規定に基づき行われる地域活動（森林境界の明確化）に要する経費。  
ただし、次の（ア）から（ウ）までの表中の積算基礎森林の面積に１ヘクタール当たりの額を乗じて得た額を上限とする。

（ア）森林所有者・境界の明確化の地域活動にかかる交付単価

積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たり の額
森林境界の確認を行った森林面積	16,000円
森林境界の測量を行った森林面積	45,000円

（イ）ICT技術加算（ICT技術を活用して境界測量を行った場合に（ア）の森林境界の測量を行った森林に加算される額）の交付単価

積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たり の額
ICT技術を活用して境界の測量を行った森林面積	17,000円

（ウ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に（ア）に加算される額）の交付単価

積算基礎森林 区 分	1ヘクタール当たり の額
現地立会を行った不在村森林所有者の所有森林面積	13,000円

ウ  
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

交付金要領別表（２）の③の規定に基づき行われる地域活動（森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備）に要する経費。  
ただし、次の表中の積算基礎森林の面積に１ヘクタール当たり40,000円を乗じて得た額を上限とする。

様式第1号（第6条、第9条関係）

年度鳥取市森林整備地域活動支援交付金事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業内容

3 収支予算（精算）

（1）収入の部

区分	本年度予算 (本年度精算) 額	前年度予算 (本年度予算) 額	比較増減額		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

（2）支出の部

区分	本年度予算 (本年度精算) 額	前年度予算 (本年度予算) 額	比較増減額		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

注) 1 他の補助金の活用について、「有」「無」のいずれかに○を記載すること。

2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体及び連絡先）を以下に記載すること。

活用する補助金	
事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名・団体名及び連絡先）	

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

注) 消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載すること。

6 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第6条、第9条関係）

鳥取市森林整備地域活動支援交付金事業積算（精算）内訳

（1）森林経営計画作成促進

協定名	代表者	積算基礎森林							交付金		
	住所・氏名	区分	交付金要領別表（2）の①のウの（イ）㉔に該当するもの（ha）			交付金要領別表（2）の①のウの（イ）㉕に該当するもの（ha）			合計（ha）	支払先（件）	交付額（円）
			経営委託	共同計画等	間伐促進	経営委託	共同計画等	間伐促進			
		面積									
		加算措置 （不在村森林所有者加算）									
計		面積									
		加算措置 （不在村森林所有者加算）									

（注）積算基礎森林の「加算措置（不在村森林所有者加算）」欄には、交付金要領別表（2）の①のエの（イ）に規定する森林の面積を記載する。

(2) 森林境界の明確化

協定名	代表者	積算基礎森林			交付金		
	住所・氏名	区分	交付金要領別表(2)の②のウの(イ)に該当するもの(ha)		合計(ha)	支払先(件)	交付額(円)
			森林境界の確認	森林境界の測量			
		面積					
		加算措置 (ICT技術活用)					
		加算措置 (現地立会等)					
計		面積					
		加算措置 (ICT技術活用)					
		加算措置 (現地立会等)					

(注) 積算基礎森林の「加算措置 (ICT技術活用)」欄には、交付金要領別表(2)の②のエの(イ)に規定する森林の面積、「加算措置(現場立会等)」欄には、交付金要領別表(2)の②のエの(ウ)に規定する森林の面積を記載する。

(3) 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

協定名	代表者	積算基礎森林			交付金	
	住所・氏名	交付金要領別表(2)の③の㉞の(ア)に該当するもの(ha)	交付金要領別表(2)の③の㉞の(イ)に該当するもの(ha)	合計(ha)	支払先(件)	交付額(円)
計						

仕入控除税額確定報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所  
氏 名 印

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市森林整備地域活動支援交付金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額  
金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額  
金 円

※積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。